

事業者規制の現状について

介護サービス事業者の指定手続の流れ（居宅サービス事業者の場合）

（居宅サービス事業を行う者）

居宅サービスの「種類」及び「事業所」ごとに申請を行う

都道府県知事への申請

（第70条第1項）

- ・人員基準を満たさないとき
- ・設備、運営基準を満たさないとき
- ・取消しから5年を経過していないとき
- ・申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

指定

（第41条第1項）

指定の拒否

（第70条第2項）

事業者の責務

（第73条、第74条）

- ・法令遵守
- ・適切なサービス提供 等

定期又は随時の検査、指導等

指導・監査

（第23条、第24条、第76条）

基準に従った人員配置、適切な事業運営を行っていないとき

勧告

（第76条の2第1項）

勧告に従わないとき

変更の届出

（第75条）

名称、所在地の変更等

命令

（第76条の2第3項）

休止届・廃止届

（第75条）

事業を休止・再開、廃止するとき

- ・欠格条項に該当したとき
- ・基準に従った人員配置、適切な事業運営ができなくなったとき
- ・不正な手段により指定を受けたとき

指定の効力の停止

指定の取消し

（第77条第1項）

6年間

更新の申請

（第70条の2第2項）

指定有効期間満了までに処分がされないときは、指定が更新される

指定の更新

（第70条の2第1項）

介護サービス事業者の指定

サービスを提供しようとする事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、事業所ごとに知事の指定を受けることが必要。

(1) 指定拒否の要件

申請者が以下のいずれかに該当するときは指定をしてはならないこととされている。(第70条第2項)

【指定居宅サービス事業者の場合】

- ① 法人でないとき
- ② 人員に関する指定基準を満たしていないとき
- ③ 設備、運営に関する指定基準を満たしていないとき
- ④ 禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑤ 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等に処せられ、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑥ 指定取消から5年を経過しない者であるとき
(指定取消手続中に自ら廃止した者を含む。)
- ⑦ 申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

等

(2) 指定基準の考え方

介護サービス事業者が事業所の指定を受ける際に満たすべき指定基準としては次のものがある。

- ① 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ② 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ③ 運営基準（利用者への説明やサービス提供の記録等、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

指定基準は、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

※指定基準を定めるとき、改廃するときには、社会保障審議会への諮問が必要とされている。

(参考) 人員基準において配置を求めている人員 (例)

訪問介護

介護福祉士、介護員養成研修の修了者(常勤換算で2.5以上)

通所介護

生活相談員(専従で1以上)、看護職員(専従で1以上)、介護職員(利用者15人までは、専従で1以上)、機能訓練指導員(1以上)

通所リハビリテーション

(1)医師(常勤で1以上)、(2)専従の、①理学療法士、②作業療法士③言語聴覚士(①~③で常勤換算で0.2以上)、看護職員、介護職員((2)全体で専従で2以上)

福祉用具貸与

福祉用具専門相談員(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、養成研修修了者、福祉用具専門相談員指定講習修了者)(常勤換算で2以上)

(参考) 介護サービス事業者がサービス種類ごとに満たすべき指定基準

介護サービス類型	指定基準
居宅サービス事業者	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号)
地域密着型サービス事業者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十四号)
居宅介護支援事業者	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号)
介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十九号)
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十号)
介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号)
介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号)
地域密着型介護予防サービス事業者	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十六号)
介護予防支援事業者	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三十七号)

(3) 指定を受けた介護サービス事業者の責務

【指定居宅サービス事業者の場合】

【指定居宅サービスの事業の基準】

- 要介護者及び要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法令を遵守し、要介護者及び要支援者のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(介護保険法第74条)

- 要介護者及び要支援者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

(介護保険法第73条)

【変更の届出等】

- 指定を受けた事業所の名称及び所在地等に変更があったとき、又は指定を受けた介護サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(介護保険法第75条)

(4) 指定後の介護サービス事業者に対する対応

【指定居宅サービス事業者の場合】

【報告等】

- 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときには指定を受けた介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該自治体の職員に関係者に対して質問をさせ、若しくは指定を受けた事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護保険法第76条)

【勧告、命令等】

- 都道府県知事は、指定を受けた介護サービス事業者が遵守すべき人員基準、設備基準、運営基準に従った事業の運営をしていないと認めるときは、当該基準を遵守すべきこと勧告することができ、指定を受けた介護サービス事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を行わなかった場合は、当該事業者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(介護保険法第76条の2)

【指定の取消し等】

- 都道府県知事は、要件に該当する場合においては、指定を取り消し、又は機関を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(介護保険法第77条)

等

(5) 指定の更新

【指定居宅サービス事業者の場合】

【指定の更新】

- 指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 指定の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(介護保険法第70条の2)

等

平成17年法改正における事業者規制の見直しの概要

事業者規制の見直しの概要

1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合は追加（更新時も同様。取消時もほぼ同じ。）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

2. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設けること
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できること

3. 勧告、命令等の追加

- ・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告（従わない場合には公表できる）、②業務改善命令、③指定の効力の停止、の権限を追加する。

1 事後規制の導入の背景

従前より「介護サービスの質を確保するため、事後規制のルールの整備が必要」という観点から以下のような指摘を受けていた。

指摘1 「指定拒否の要件が不十分」

過去に不祥事を起こした事業者で再発が見込まれる場合であっても、指定拒否が法律に明文化されておらず、指定権者である都道府県が指定を拒否することができない。

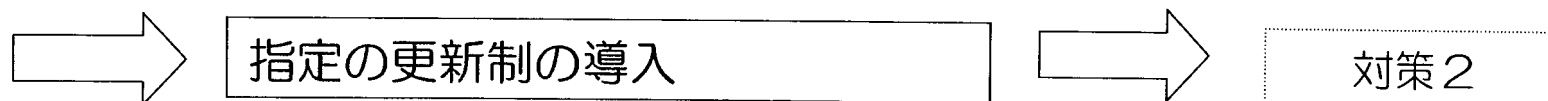
(例示)

- ① A県で指定を取り消された事業者がB県で指定申請をしてきた場合
- ② 過去に指定を取り消された事業者が別法人で指定申請をしてきた場合



指摘2 「指定の効力に期限がない」

一旦、指定を受けたら、指定の効力に期限がないので、介護サービスの質を確保するために事業者が基準を遵守しているかを定期的を確認するような仕組みがない。



対策1

指定等の要件の見直し (指定の欠格事由、取消事由の追加)

指定の欠格事由に該当した場合、指定を受けることはできない。また、取消事由に該当した場合、既に受けている指定を取り消されることがある。

特に、事業者のみならず法人役員等についても下記の要件に該当する場合は同様の取り扱いになる。

例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定の欠格事由に該当し、指定を受けることができなくなる。

※平成18年4月1日以前に行った行為については、一定の経過措置が設けられている。

① 対象者を追加

- ・申請者（事業者）

追加

- ・申請者（事業者）
- ・法人役員
- ・管理者 等

② 要件を追加

- ・人員基準欠如
- ・設備、運営基準違反

追加

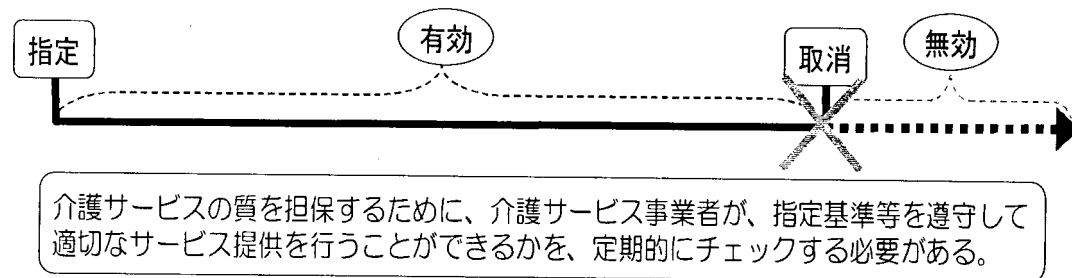
- ・人員基準欠如
- ・設備、運営基準違反
- ・禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ・指定取消から5年を経過しない者であるとき
- ・5年以内に介護保険サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき 等

対策2

指定の更新制の導入

- ・ 基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがある。
- ・ 更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様。

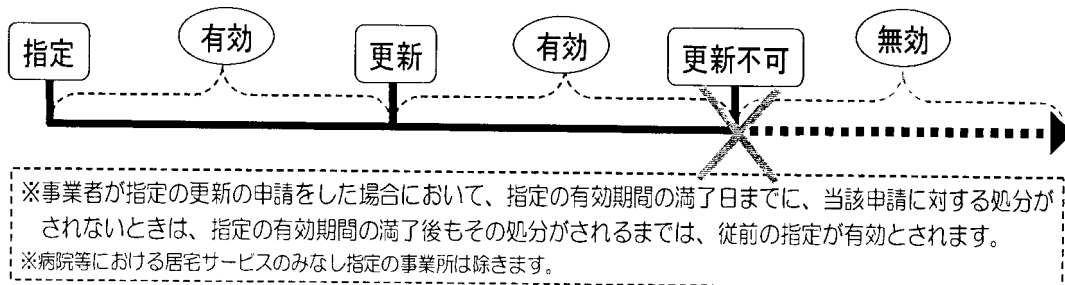
改正前 一度、指定を受けたら、指定取消されるまで指定は有効



改正後

指定の更新制の導入

一定期間(6年)毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失う



特に留意すべき点は、事業者(申請者)のみならず法人役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は指定の更新が受けられなくなる点。

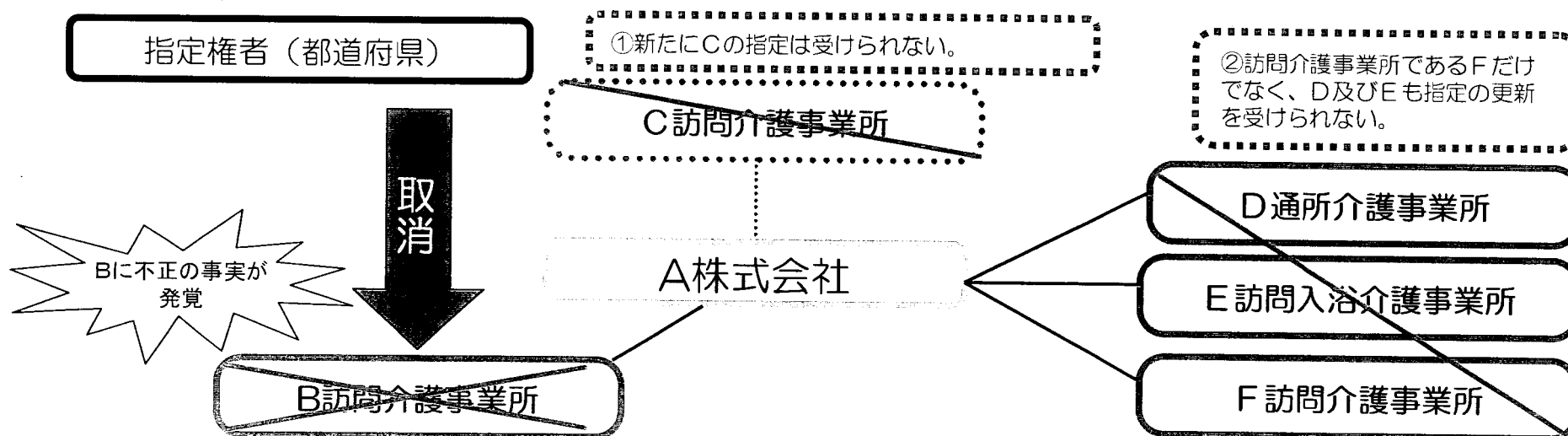
例えば、指定居宅サービス事業所を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられず、介護保険上の指定居宅サービス事業の存続ができなくなる。

2 事後規制が適用される代表例について

- ① 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消処分を受けた場合、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、新たに指定を受けることができない。
 - ② 上記の法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができなくなる。
- ※ ①、②の際に適用される指定等の欠格事由は、原則として、同じ指定の種類（次ページ参照）の事業者が対象となる。

（具体例）A株式会社が経営するB訪問介護事業所に不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消処分を受けた場合、A株式会社は「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の欠格事由に該当するため、A株式会社は新たにC訪問介護事業所の指定を受けることができない。また、同様に、「指定取消から5年を経過しない者であるとき」という指定の更新の欠格事由にも該当するため、A株式会社が経営する同一の指定の種類であるD通所介護事業所、E訪問入浴介護事業所及びF訪問介護事業所もB訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられず、事業の継続ができなくなる。

（イメージ図）



3 介護サービスの指定の類型について

◎指定居宅サービス

【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

◎指定介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売

◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

◎指定居宅介護支援

◎指定介護老人福祉施設

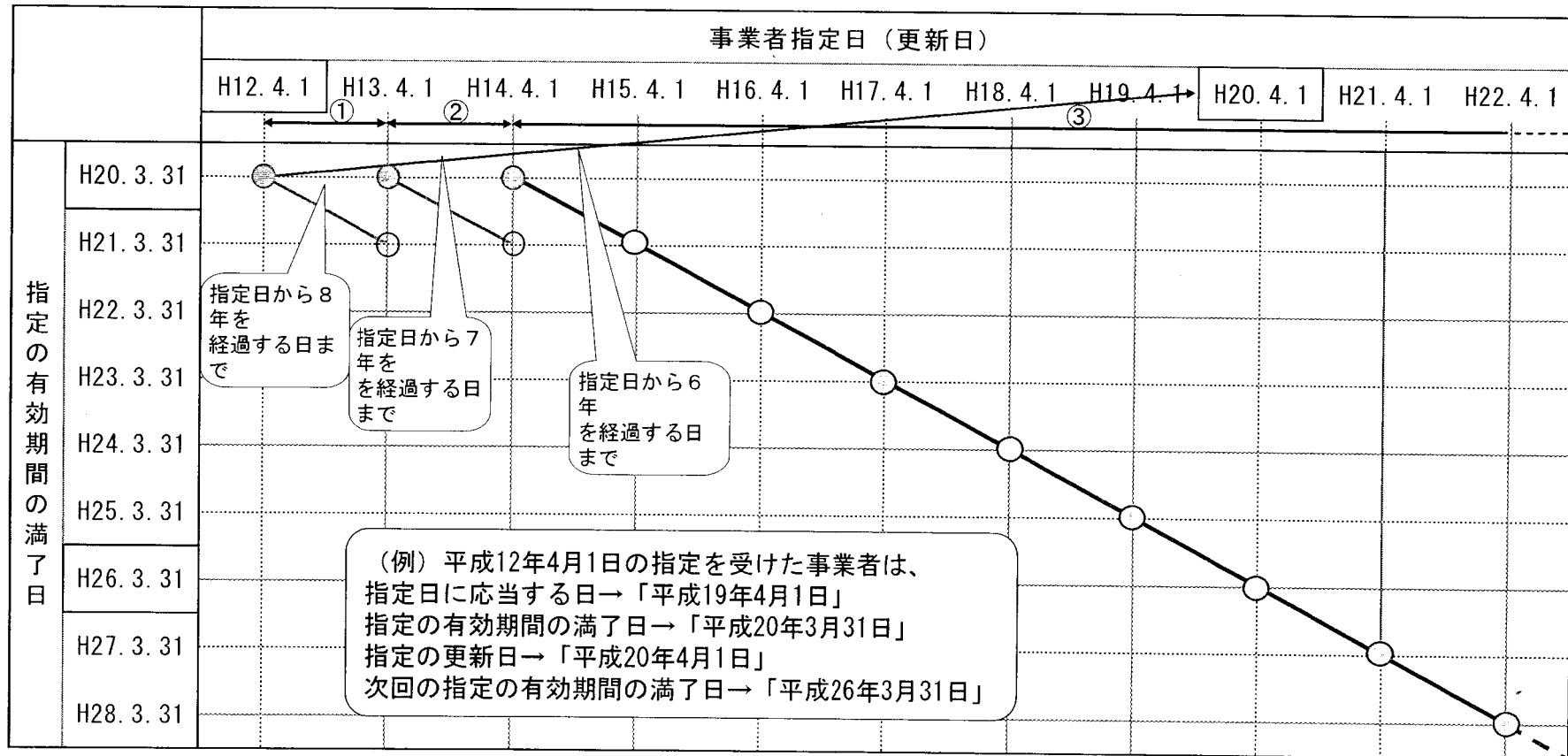
◎介護老人保健施設

◎指定介護療養型医療施設

◎指定介護予防支援

(参考) 介護サービス事業者の指定の有効期間について

区分	①	②	③
事業者指定日 (更新日)	平成12年4月1日 ～平成13年3月31日	平成13年4月1日 ～平成14年4月1日	平成14年4月2日～
指定日に相当する日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日	
指定の有効期間の満了日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年3月31日 ～平成21年3月30日	平成20年4月1日～



4 勧告・命令等の権限について

指摘

不正を行う指定サービス事業者に対する強制力のある行政処分の方法としては、「指定の取消」に限られていたため、実態に即した指導監督や行政処分ができないことがあった。

対策

より実態に即した指導監督や行政処分ができるよう、指定の取消に加えて、指導監督の仕組みを平成18年4月から新たに規定。

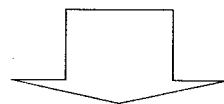
- ①指定サービス事業者が、指定基準に定める従業者の員数を満たしておらず、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。
【勧告】
- ②指定サービス事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。【公表】
- ③勧告を受けた指定サービス事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。【命令】
- ④③の命令をした場合には、利用者の適切なサービス選択の機会を確保するため、その旨を公示しなければならない。【公示】

※都道府県が指定している場合において、市町村（保険者）は、設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、その旨を事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。（その他の内容についても、市町村（保険者）は都道府県に情報提供することは可能）【通知】

5 介護サービス事業者指定の効力の停止について

指摘

従前は、指定サービス事業者が不適正なサービス提供を行っていることが判明しても、「指定の取消」以外の対処方法がなく、緊急的な措置等の柔軟な対応がとれなかった。



対策

不正な運営をしている指定サービス事業者を確認した場合に、緊急的に不適正なサービス提供に基づく介護報酬の請求を停止させるなど、指定の全部又は一部の効力の停止を行えるようになった。

参考条文

○介護保険法（平成9年法律第123号）

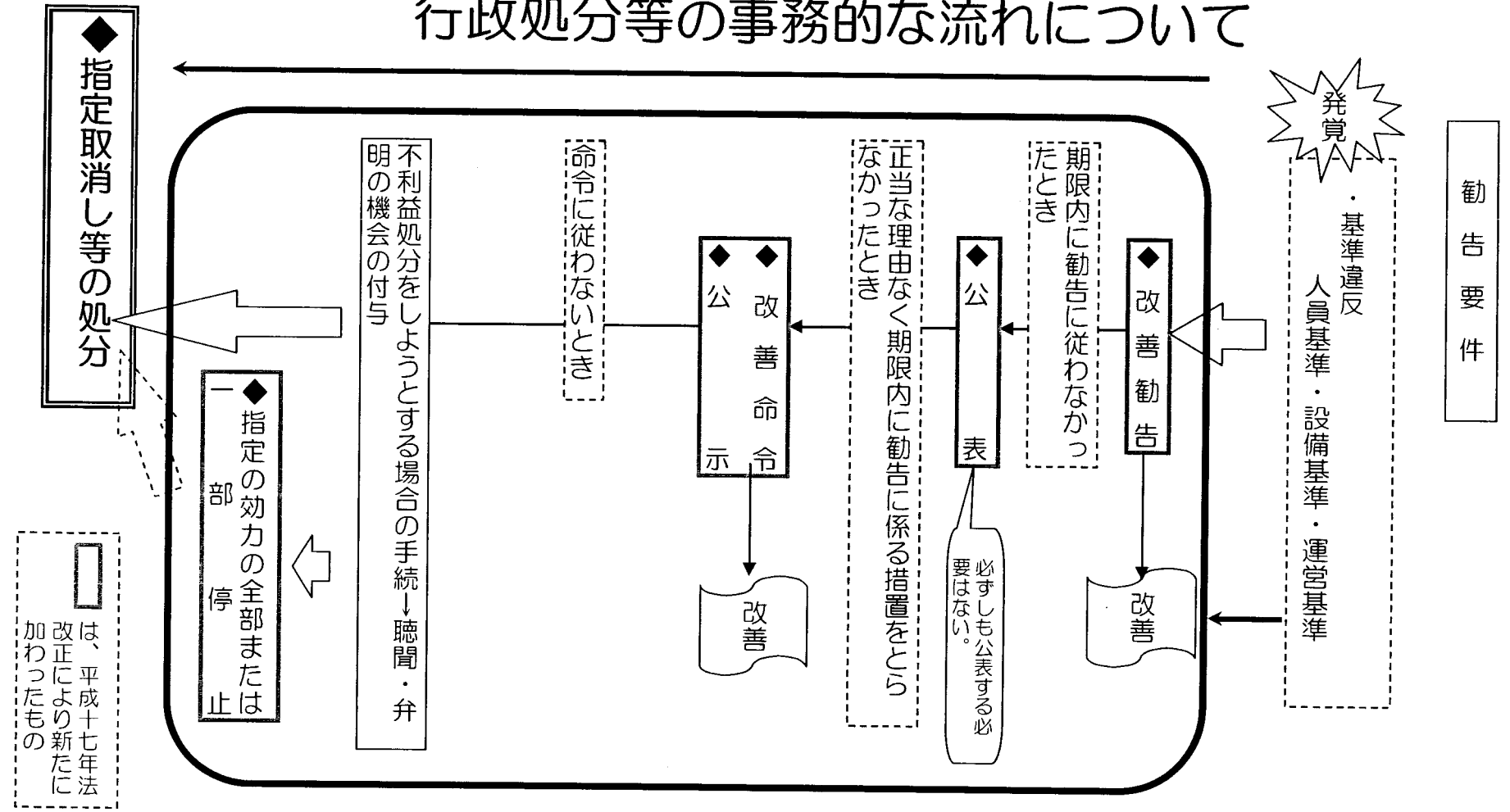
（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 （略）

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

行政処分等の事務的な流れについて



介護保険法
(例) 居宅サービス)

(改善勧告)
第七十六の二条第一項
基準を遵守するよう勧告

(公表)
第七十六の二条第二項
期限内に勧告に従わなかつた場合の対応

(改善命令)
第七十六の二条第三項
正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつたときの対応

(公示)
第七十六の二条第四項
命令した場合の措置

(指定の取消し等)
第七十七の九条第九項
この法律に基づく命令若しくは処分違反したとき

は、平成十七年法改正により新たに加わったもの